

東京都地域福祉支援計画（案）

目次

第1章 東京都地域福祉支援計画の策定の考え方

第1節 計画の位置付け	11
(1) 計画策定の趣旨	11
(2) 計画期間	12
(3) 関連する他の計画との関係	13
第2節 計画策定の背景	15
(1) 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性	15
(2) 「地域力強化検討会」における検討と社会福祉法等の改正	15
(3) 地域生活課題の解決	16
第3節 地域福祉と関連要素	19
(1) 用語の定義	19
(2) 地域共生社会	20
(3) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性	20
第4節 計画の理念	22
第5節 計画の構成	23

第2章 地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯等の状況	27
(1) 東京都の人口及び高齢化率の推移・将来推計	27
(2) 東京都の世帯数の推移・将来推計	28
(3) 生活保護受給率及び受給世帯数の推移	29
(4) 相対的貧困率の推移（全国）	30
第2節 区市町村における地域福祉計画の策定状況	31

第3章 地域福祉推進のための施策の方向性について

第1節 地域生活課題の解決に向けて	35
(1) 東京の特性	35
(2) 東京における地域生活課題の解決に向けた方向性と実践	35
第2節 テーマ① 地域の支え合いを育むために	45
(1) 包括的な相談・支援体制の構築	45
(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築	47
ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援	47
イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	52
ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援	55
エ 高齢者への生活支援サービスの充実	56
(3) 身近な地域の居場所づくり	59
ア 高齢者のサロン活動の推進	59
イ 子供の居場所づくり	59
ウ 誰もが集えるサロン活動の推進	60
(4) 地域の多様な活動の推進	63
ア ボランティア活動の支援	63
イ 元気高齢者の地域活動の推進	64
ウ 地域における見守りの推進	65
エ 地域における防犯活動の推進	67
オ 町会・自治会活動の活性化支援	69
(5) 対象を限定しない福祉サービスの提供	70
ア 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供	70
イ 総合的な福祉サービスの推進	71
第3節 テーマ② 安心した暮らしを支えるために	77
(1) 住宅確保要配慮者への支援	77
(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備	83
(3) 多様な地域生活課題への対応	86
ア 高齢者への支援	86
イ 障害者(児)への支援	87
ウ 子供・子育て支援	89
エ 難病患者への支援	91
オ がん患者への支援	92
カ 自殺対策	94

キ ひきこもりの若者等への支援.....	96
(4) 権利擁護の推進.....	98
ア 権利擁護に関する総合的な取組.....	98
イ 成年後見制度の利用促進.....	98
ウ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・活用.....	101
(5) 災害時要配慮者対策の推進.....	104
第4節 テーマ③ 地域福祉を支えるために.....	106
(1) 民生委員・児童委員の活動への支援.....	106
ア 民生委員・児童委員の活動環境の整備.....	106
イ 民生委員・児童委員制度や活動への理解促進.....	107
(2) 福祉人材の確保・育成・定着.....	109
ア 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策.....	109
イ 各分野における人材対策の推進.....	113
・ 介護人材（高齢者福祉）.....	113
・ 子供・子育て支援人材.....	114
・ 障害福祉サービス人材.....	115
(3) 福祉サービスの質の向上.....	117
ア 指導検査等の実施.....	117
イ 福祉サービス第三者評価制度の推進.....	118
第4章 計画的な地域福祉の推進	
第1節 区市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援.....	123
第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）.....	124
おわりに 東京の未来に向けて.....	125
付録.....	129

《事例一覧》

○地域の居場所づくりの取組	37
きよぴー&とまと、You&I（八王子市）	
○加入率100%の自治会の取組	39
立川市大山自治会	
○生徒による地域サービス実習「さくら運送」	41
都立多摩桜の丘学園（多摩市）	
○相談を通して自立をサポートする取組	43
マギーズ東京（江東区）	
○地域包括ケアの地区展開	48
世田谷区	
○地域における相談・交流・ネットワークづくりの拠点	50
江戸川区社会福祉協議会 なごみの家	
○オール社会福祉法人で地域のニーズに応える	53
～東京都地域公益活動推進協議会の取組～	
「はたらくサポートとうきょう」	
○こまじいのうち	61
文京区駒込地区町会連合会	
○多世代が同じ空間で過ごす取組	73
NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日（小金井市）	
○日常生活の中で、世代間交流を図る取組	75
社会福祉法人江東園（江戸川区）	
○住まいの確保と生活支援の一体的な提供	81
社会福祉法人悠々会（町田市）	
○成年後見制度利用の促進に向けて	103
世田谷区社会福祉協議会 成年後見センターえみい	
○サービスラーニングの取組	112
大正大学＋豊島区＋豊島区民社会福祉協議会	

第1章

東京都地域福祉支援計画の 策定の考え方

第1節 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

- 東京都（以下「都」という。）はこれまで、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者計画・東京都障害福祉計画、東京都子供・子育て支援総合計画等の各分野の法定計画に基づき、サービス基盤の整備や専門人材の確保・育成を進めるなど、福祉施策を推進してきました。

- 東京では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、住民が地域で生活していく中で抱える課題は複雑化・複合化しています。これに対応するために、各地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や福祉関係団体など多様な主体同士がそれぞれ、又は行政との連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制を構築することが求められています。

- こうしたことから、都は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、東京都地域福祉支援計画（以下「この計画」という。）を新たに策定することとしました。
社会福祉法第108条第1項では、次の五つの事項を都道府県地域福祉支援計画に記載することとされています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 区市町村による地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

(2) 計画期間

- 関連する福祉分野の諸計画の期間との整合性や、改正社会福祉法の附則に規定された包括的な支援体制の構築に係る検討条項¹を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とし、その間に地域福祉の推進に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにするものとします。

- また、東京における人口のピークと推計される 2025 年やその先を見据えた中長期的な視点も盛り込むものとします。

¹ 政府は、社会福祉法の一部改正を含む、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の公布（平成 29 年 6 月 2 日）後 3 年を目途として、区市町村による地域福祉の推進のための包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされている。

(3) 関連する他の計画との関係

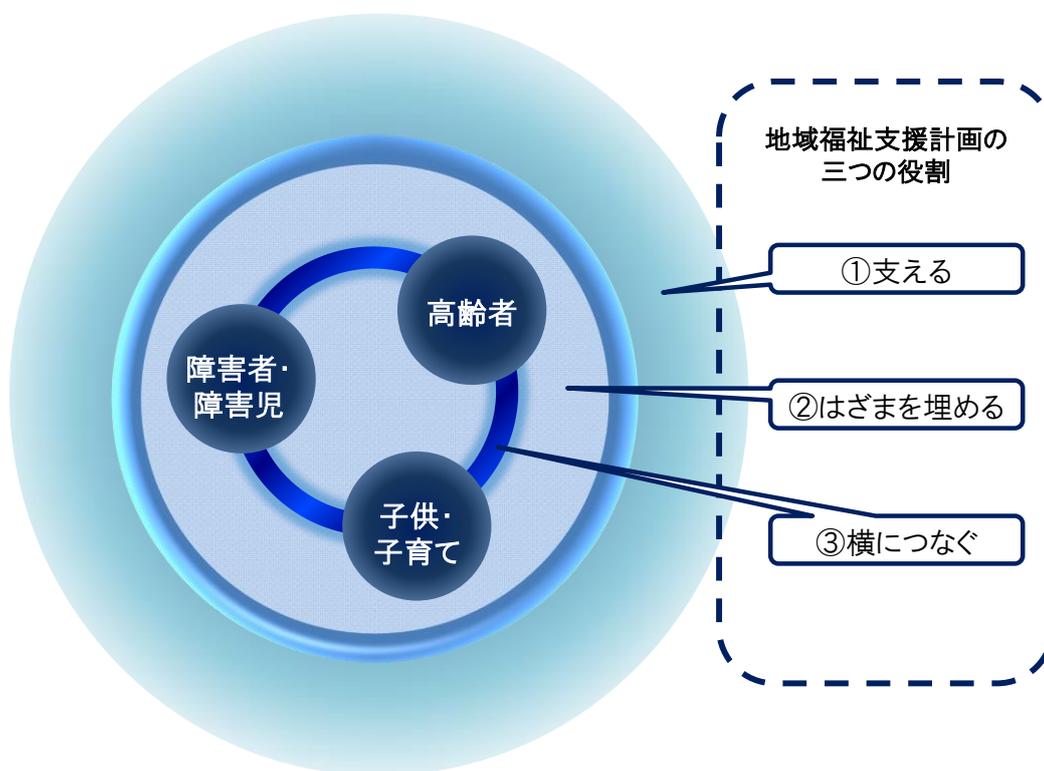
- この計画は、東京都高齢者保健福祉計画、**東京都障害者・障害児施策推進計画**、東京都子供・子育て支援総合計画等、福祉分野の各計画と整合性を図りつつ策定します。

<各計画の策定・改定スケジュール>

名称	根拠法	性格	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	
東京都地域福祉支援計画	社会福祉法	福祉分野にまたがる共通事項等を定める計画			新規策定	平成30年度～平成32年度			
東京都高齢者保健福祉計画	老人福祉法、介護保険法	高齢者の総合的・基本的計画	平成27年度～平成29年度			計画改定	平成30年度～平成32年度		
東京都障害者・障害児施策推進計画	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法	障害者(児)施策に関する基本計画	平成27年度～平成29年度			計画改定	平成30年度～平成32年度		
東京都子供・子育て支援総合計画	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法	子供・子育て支援の総合計画	平成27年度～平成31年度						計画改定

- この計画は、福祉分野の各計画との関係において、次の三つの役割を果たすことで、都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることを目的として策定します。

- ① 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「**支える**」。
- ② 都民の生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「**はざまを埋める**」。
- ③ 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「**横につなぐ**」。



<地域福祉支援計画と福祉分野の各計画との**関係の**イメージ>

第2節 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性

- 現在、国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした、法整備等の改革を進めています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の二つのキーワードで説明されます。

◆ 「我が事」

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育てていくことをいいます。

◆ 「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野をまたがった総合的な支援を提供しやすくしたりできるようにすることをいいます。

(2) 「地域力強化検討会」における検討と社会福祉法等の改正

- 「我が事・丸ごと」の体制整備に向け国が設置した、「地域力強化検討会²」の「中間とりまとめ」に基づき、平成29年6月、社会福祉法等が改正され、平成30年4月から、区市町村による包括的な支援体制の整備の努力義務化、高齢者と障害児者が同一の事業所で支援を受けられる共生型サービスの創設、区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定の努力義務化などが行われることとなりました。

- 検討会の「最終とりまとめ」の考え方を踏まえ、平成29年12月には、区市町村における包括的な支援体制の整備に係る指針³と、地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインを含んだ通知⁴が発出されました。

² 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会

³ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）

⁴ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日）

(3) 地域生活課題の解決

- 社会福祉法第4条では、地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図るよう留意するものとされました。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 第1項では、地域住民等は、相互に協力して地域福祉の推進に努める主体として位置付けられています。「地域住民等」には、地域住民だけでなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の地域で活動する主体が含まれます。あわせて、地域住民がサービスの受け手となるだけでなく、社会活動等の様々な活動に参加するなど、誰もが地域で役割を持って、地域を支え合うことの重要性が示されています。
- 第2項では、地域住民が抱える課題の把握及び解決に向けて留意すべき事項が、大きく三つ、示されています。

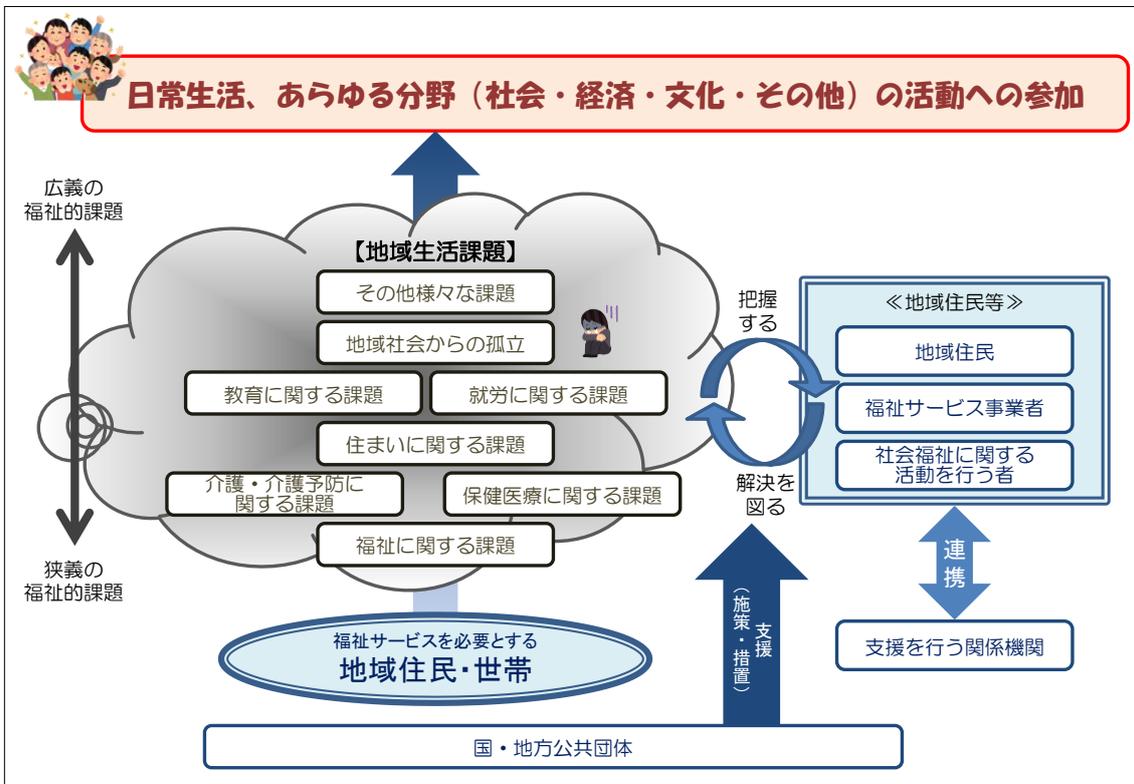
- 第一に、課題を全人的に捉えることの重要性です。法律等の制度に基づいた福祉サービスの発展は、様々な生活上のリスクを軽減するとともに、課題への対応を容易にしてきました。しかし、私たちの日常生活は、育ってきた環境や現在の環境、家庭の状況、経済状況、身体状況などの影響や制約を受けつつ、他の人々との関係性の中で、暮らし、働き、学び、何らかの役割を持ち、活動し、支え合いながら連続的に営まれるものであり、部分的に切り出すことはできません。このため、福祉だけでなく、保健医療、住まい、就労、教育など、暮らしのあらゆる面から課題を把握することが必要です。特に、住まいは地域で本人が希望する暮らしを続けるための前提条件として重要です。

- 第二に、世帯単位で課題を捉えることの重要性です。介護を必要とする高齢者とひきこもりの子供が同居している世帯や、認知症の親に加え医療的ケアが必要な子供とも同居するダブルケアの世帯など、個人個人の課題に着目すると既存のサービスで対応可能な課題と見える場合でも、世帯全体を見ると非常に困難な状況に陥っているケースがあります。このため、個人単位の課題の背景にある世帯全体の状況を把握して対応することが重要です。

- 第三に、関係者同士の連携の重要性です。全人的な課題や世帯全体の課題は、単独の制度に基づく支援だけで対応することは困難です。このため、公的な制度に基づく各種のサービスや、ボランティアや住民同士の支え合いなどを組み合わせて解決に導いていくことが必要になります。従来福祉の担い手にとどまらず、地域に関わる幅広い関係者が参画・連携し、それぞれがどのような役割を担うことができるか、活用できる資源やマンパワーが眠っていないか、地域の居場所や支え合いの仕組みを新たにつくることはできるかなど、課題を話し合いながら地域の将来像を考えていくことが望めます。

- 第6条第2項では、国及び地方公共団体は、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策を展開していくべきことが規定されています。地域住民等による解決が困難な課題については、行政が課題を受け止め、専門的なノウハウを活かし、一緒に解決していく心構えが必要です。そのためには、縦割りを排し、複合的な課題やはざまの課題について包括的に相談できる窓口や体制を整備することや、福祉分野にとどまらない庁内の連携体制を構築して情報や課題を共有することが重要です。

<地域生活課題と解決に向けた連携・支援のイメージ>



第3節 地域福祉と関連要素

(1) 用語の定義

- 「地域福祉」は、様々な要素を含んだ複合的・多面的な概念です。この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

ア 地域

- 高齢者、障害者、子供といった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合い、共に参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場

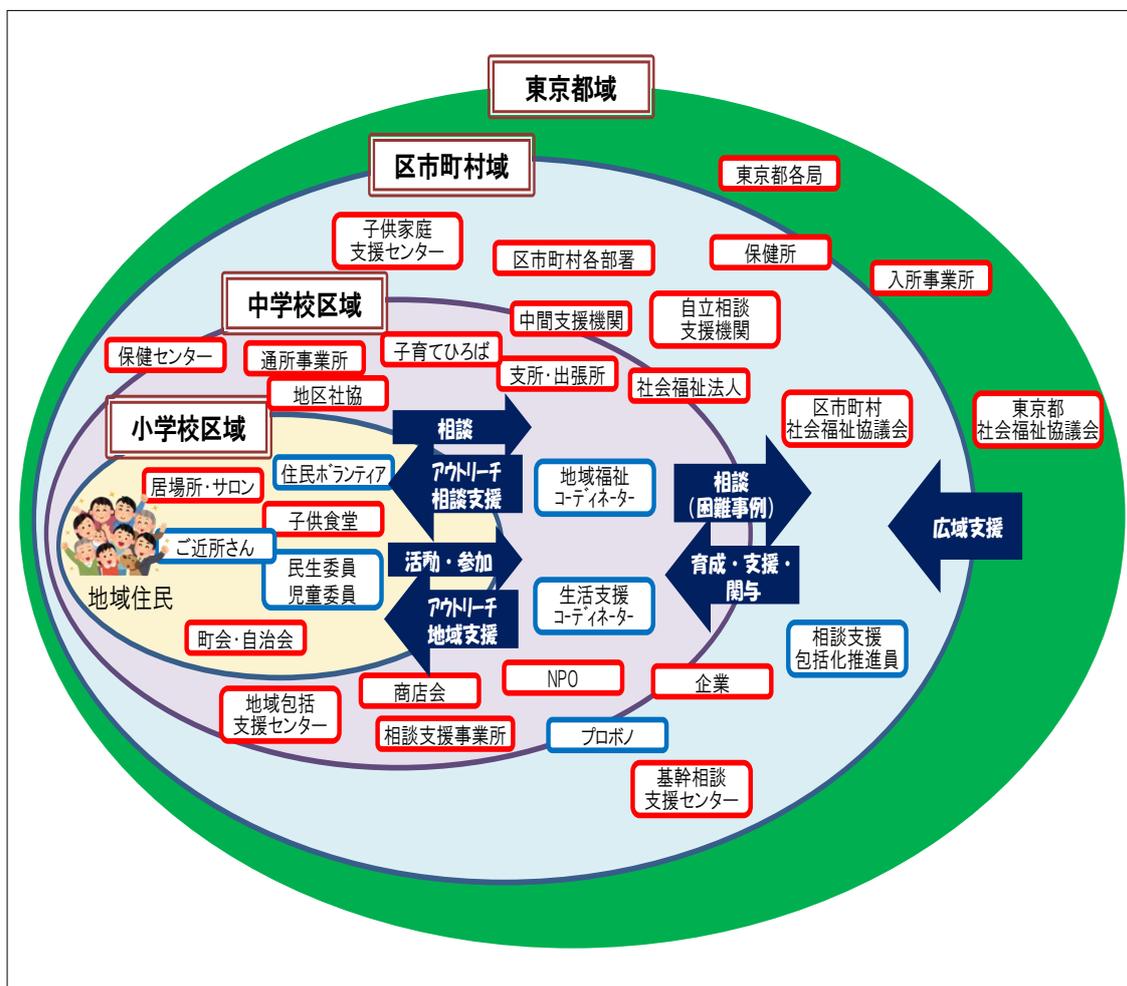
イ 地域福祉

- 地域の住民等が主体となり、区市町村のバックアップも受けながら、分野や世代を超えて共に参加・協力し、福祉・保健・医療関係者等と連携するとともに、社会福祉施設、医療・教育機関、企業など地域の社会資源を生かしながら、地域の生活課題を発見し、解決を図るという考え方

ウ 地域福祉の「圏域」

- 様々な主体による地域福祉活動の範囲となる地理的な区域のこと。次に掲げるような、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っており、圏域内や圏域間のネットワークにより、包括的な支援体制を整備
 - ① 住民の具体的な活動の場となる小学校区域
 - ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる中学校区域
 - ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区市町村域
 - ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる東京都域
- 区市町村域の中の圏域は、歴史的・地理的な条件や地域資源、住民の生活実態等に応じて、適切に設定することが重要です。町会・自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区など、様々な区域があります。これらは必ずしも一致しているわけではないので、地域福祉の圏域を設定する際には、これらの区域との整合性や連携についても考慮する必要があります。

＜圏域のイメージ＞



(2) 地域共生社会

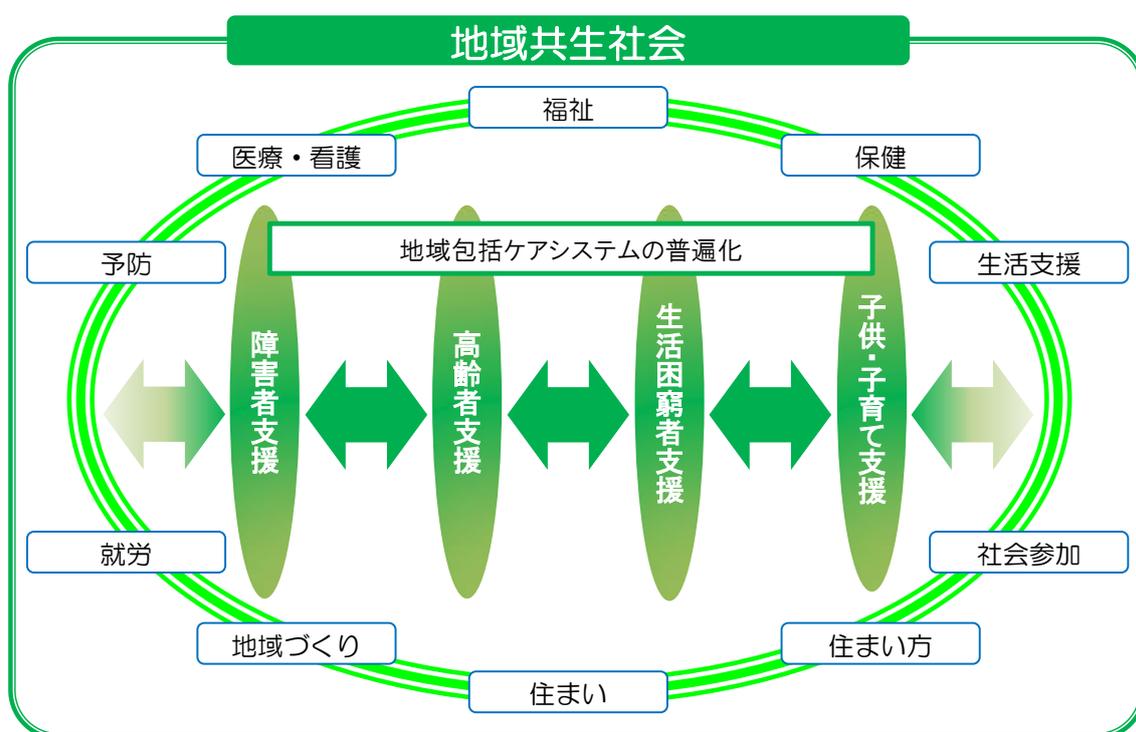
- 「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、利害を調整しながら合意し、共通の目標に向かって連携することで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、主体性、尊厳などが尊重され、守られる社会の姿です。

(3) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの考え方は、介護保険制度改革の中で、地域を基盤とした医療介護をはじめとした制度横断的な包括的支援の仕組みという意味で、主に高齢者支援の分野で発展してきました。

- 地域包括ケアシステムの実践においては、見守りやサロン活動など、地域住民によるインフォーマルサポートも広がりを見せており、地域住民が積極的に地域に参画する事例が見られます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの考え方や実践は、広がり、深化しています。
- 一方、障害者支援、子供・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービスや、地域での支え合いの仕組みが整備されてきました。
- こうした各制度や分野における支援や支え合いの仕組みを連携させるとともに、複合的な課題を抱える人や、支援を必要とする可能性のある人全体へと広げ、**制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化**していくことを通し、地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現するための仕組みとして機能していきます。

＜地域包括ケアシステムの**普遍化**と地域共生社会＞



第4節 計画の理念

○ この計画では次の三つの理念を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていきます。

理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

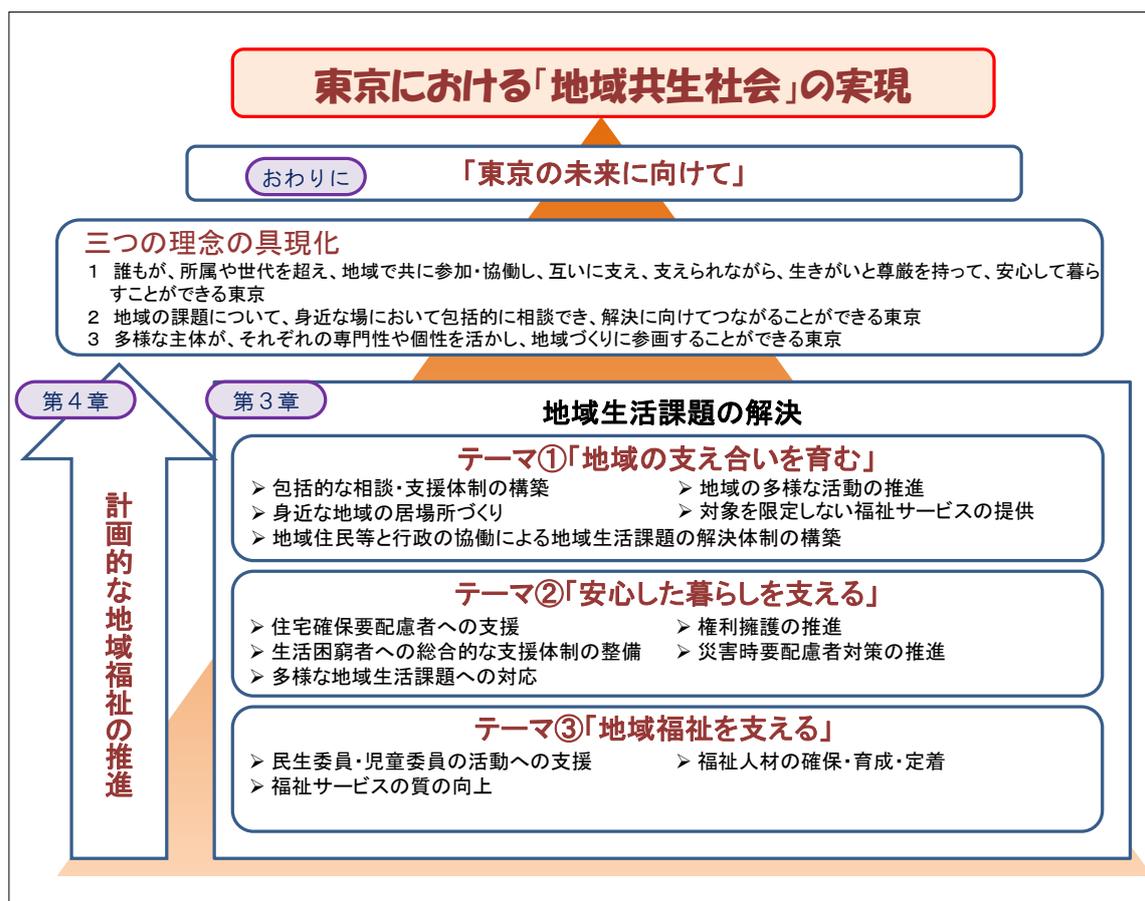
理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京

理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

第5節 計画の構成

- 第4節で掲げた三つの理念を具現化するため、この計画の第3章では、三つのテーマを設定した上で、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。

<東京都地域福祉支援計画の構成要素>



- さらに、「おわりに」として、地域共生社会の実現を見据えた中長期的な視点から、東京における地域の未来に向けた考え方を示しています。

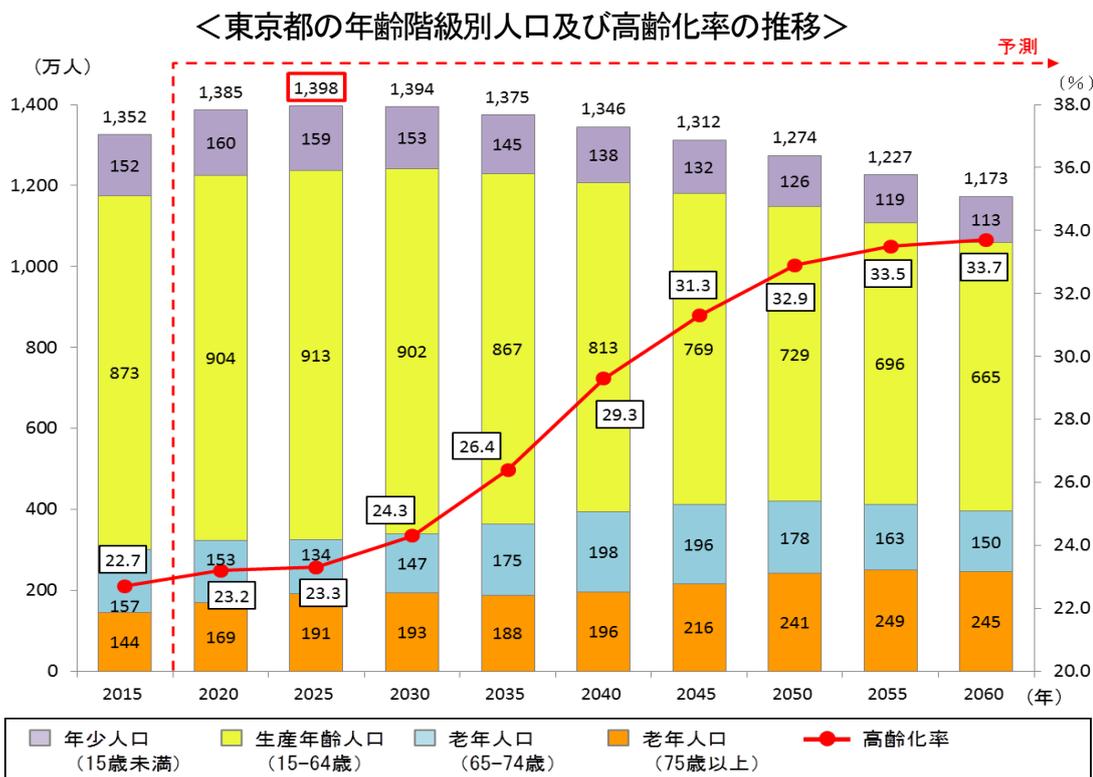
第2章

地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯等の状況

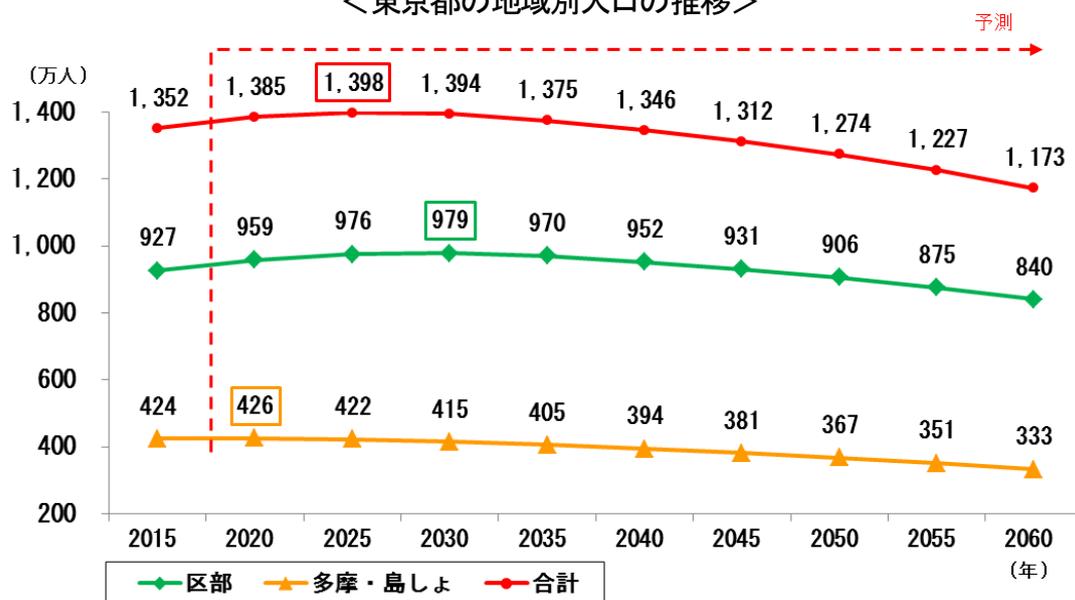
(1) 東京都の人口及び高齢化率の推移・将来推計

- 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025年に1,398万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。
- また、年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は2020年まで、生産年齢人口（15～64歳）は2025年まで増加を続け、その後減少に転じると見込まれます。
- 一方、老年人口（65歳以上）は、年々増加することが予測され、2015年には高齢化率が22.7%であったところ、2060年には33.7%となると見込まれます。特に、75歳以上人口は2030年に一度ピークを迎えた後、2055年にかけて再び増加すると見込まれます。



- 地域別で見ると、区部では2030年に979万人、多摩・島しょでは2020年に426万人となり、それぞれ人口のピークを迎えると予測されます。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年が都における人口の転換点になると見込まれます。

<東京都の地域別人口の推移>



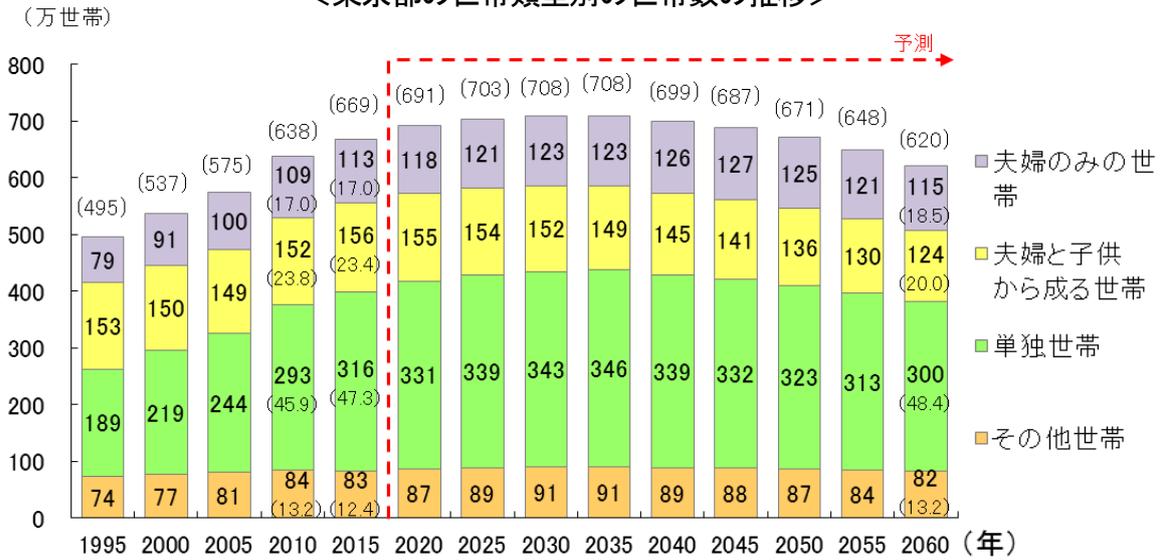
資料: 「国勢調査」(総務省)等より作成

備考: 2020年以降は東京都政策企画局による推計

(2) 東京都の世帯数の推移・将来推計

- 東京都の一般世帯数は、2015年の669万世帯から、2030年には708万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により2060年には620万世帯まで減少すると見込まれます。
- 世帯数に占める家族類型別の割合を見ると、2060年には全世帯のうち単独世帯が48.4%、夫婦のみの世帯が18.5%となり、それぞれ2015年に比べ割合が上昇する一方、夫婦と子供から成る世帯の割合は、23.4%から20.0%へと低下します。
- 65歳以上の単独世帯に、世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015年の136万世帯から、2060年には185万世帯になり、全世帯の3割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることとなります。

<東京都の世帯類型別の世帯数の推移>



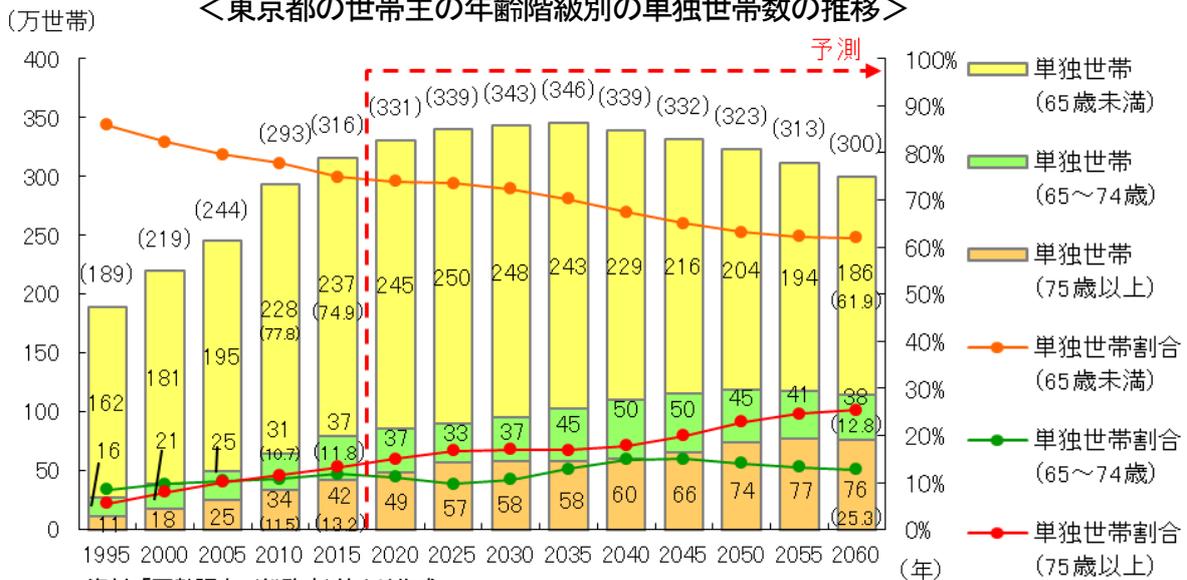
資料:「国勢調査」(総務省)等より作成

備考: 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

<東京都の世帯主の年齢階級別の単独世帯数の推移>



資料:「国勢調査」(総務省)等より作成

備考: 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

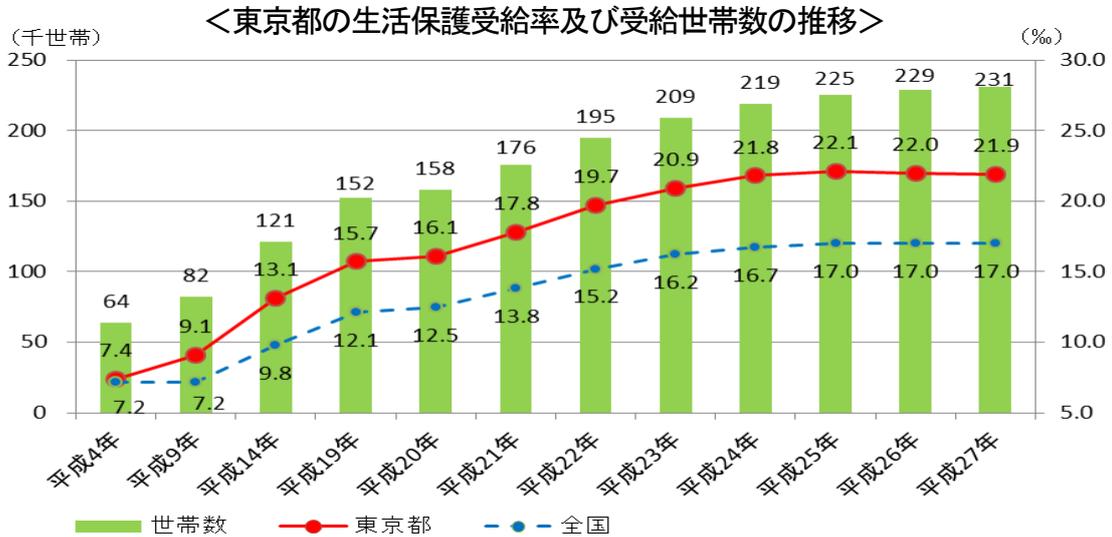
2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

(3) 生活保護受給率及び受給世帯数の推移

- 東京都の生活保護受給率は近年横ばいとなっていますが、平成27年は21.9%と、依然として全国平均を大きく上回っています。また、受給世帯数は年々増加し、平成27年には約23万1千世帯となっています。

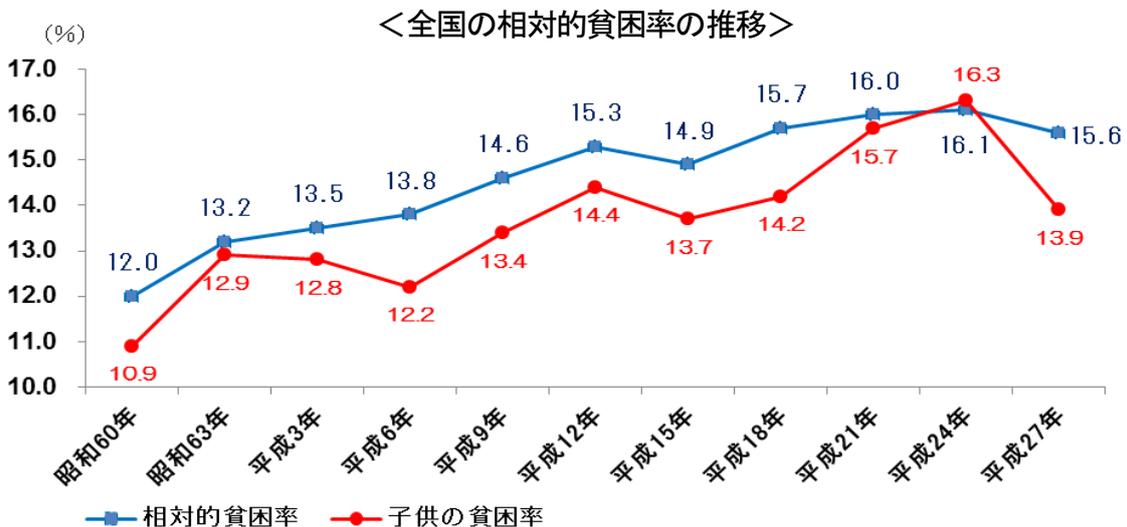
- 世帯類型別では、高齢者世帯が増加しており、平成 27 年には被保護世帯の **49.9%** を占めています。特に単身の高齢者世帯の伸びが著しくなっています。



資料:「福祉・衛生 統計年報」(東京都福祉保健局)、「被保護者調査」(厚生労働省)より作成

(4) 相対的貧困率の推移 (全国)

- 全国の相対的貧困率⁵は、平成 27 年において 15.6%と、国民の 6 人に 1 人が相対的貧困の状況にあります。全国の子供の相対的貧困率は、平成 27 年において 13.9%と、前回調査した平成 24 年の 16.3%から減少していますが、依然として 7 人に 1 人の子供が相対的貧困の状況にあります。



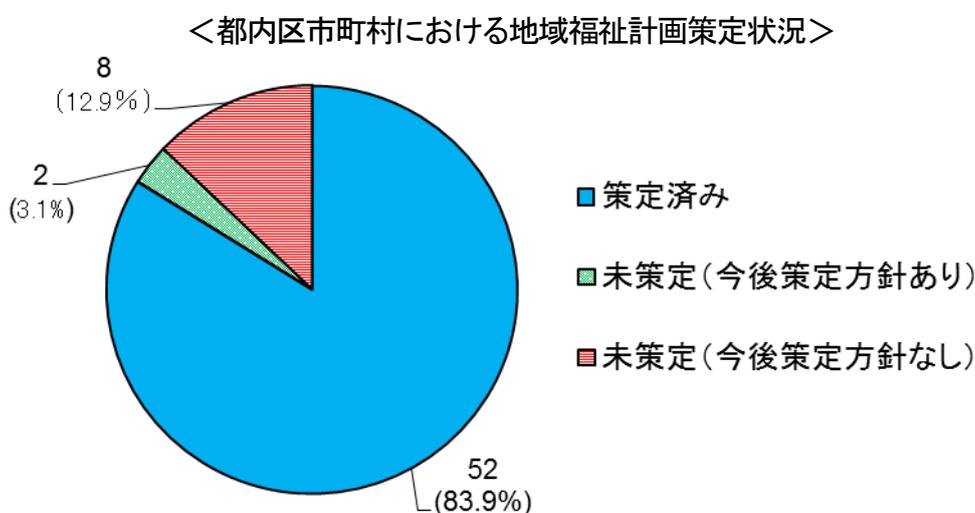
資料:「平成 28 年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)より作成

- (注) 1. 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

⁵ 国民の所得格差を表す指標で、所得が全国民の所得の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。

第2節 区市町村における地域福祉計画の策定状況

- 都内62区市町村における地域福祉計画の策定状況は、「策定済み」が52自治体（83.9%）、「未策定」が10自治体（16.1%）となっています。
- 「未策定」のうち、2自治体は、今後、計画策定の「方針あり」と回答しています。
- 計画策定の「方針なし」の自治体は、その理由として、「他の個別計画で対応している」、「マンパワー不足により策定が困難」などとしています。



資料:東京都福祉保健局調べ(平成29年6月)

- 計画を策定している多くの自治体が、現行計画の改定又は次期計画の策定を今後予定しており、多機関の協働による包括的支援体制の構築、共生型サービスの推進、住宅確保要配慮者⁶の居住支援、生活困窮者対策等については、次期計画で対応するとしています。

⁶ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者

